

NEW

若年層の町内就業促進を図るため奨学金の償還を支援します！

— 幌延町奨学資金償還支援助成金 —

○認定要件

- ・町内に居住（住民基本台帳に登録）する35歳以下で、奨学金を償還中の者
- ・正規雇用者（国・道職員や本店が町外で異動する者を除く。）、自営業者
- ・継続して就業した者 など

○認定期間

8年間（96月間） ※保健医療系従事者はさらに4年間（48月間）加算可能

○助成額

年度内償還額の10/10（限度額36万円）

NEW

町内への就業または就農を促進するため新規学卒者へ就職奨励金を交付します！

— 幌延町新規学卒者等就職奨励金 —

○交付要件

- ・町内に居住（住民基本台帳に登録）する新規学卒者など
- ・就職（正規雇用者）または就農
- ・新規就職時と同一事業所で継続して就業（国・道職員や本店が町外で異動する者を除く。）または就農
- ・奨励金の種類と金額
 - (1) 新規就職奨励金 10万円/回
 - (2) 1年～4年継続奨励金 10万円/年
 - (3) 5年継続奨励金 50万円/回 合計 100万円（※5年間継続して就業した場合）

狩猟免許取得費用の一部を補助します！

— 幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金 —

○対象者（次の全てを満たす必要があります。）

- ・町内に住所を有している者
- ・町税等の滞納がない者
- ・ほろのべ猟友会に入会し、有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約する者

○補助の対象となる経費

区分	補助対象経費	補助金額
1. 狩猟免許試験に係る経費	①狩猟免許試験予備講習会受講料 ②狩猟免許試験申請手数料 ③医師の診断書料	左記金額の3/4 20万円を上限
2. 猟銃所持許可に係る経費	①鉄砲所持許可の初心者講習会受講料 ②射撃講習を受ける資格認定料 ③鉄砲所持許可申請料 ④射撃講習受講料 ⑤医師の診断書料	
3. 上記区分1、2に係る旅費、交通費および宿泊費	①旅費 1日あたり2,300円 ②宿泊費 1泊あたり11,300円 ※最大10日分を条件とする ※最大5日分を条件とする ③交通費 JR、バス乗車代金 自家用車の場合は距離×車賃(30円)×往復分	

○その他

- ・申請書などは町ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金には限りがありますので、まずは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先：産業建設課 商工林政係 電話：5-1115 告知端末機：5-8815